

「道徳」の特設経緯

— 1957年度の教育課程審議会の議事録を中心に —

修 占 新

京都大学大学院 人間・環境学研究科 博士課程/日本学術振興会特別研究員
〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町

要旨 本稿は1957年度の教育課程審議会（以下、教課審と略記）の議事録を中心に、「道徳」が教科ではなく、時間として特設された経緯及びその位置づけを明らかにしたものである。「道徳」が時間として特設された理由として、文部省にとって教科として設置する場合には現実的・時間的困難が多かったこと、教課審では教科の設置に対する反対が強かったことが挙げられる。そして、教科としての設置に対する教課審の反対の原因として、教課審の内外において修身科の復活に対する危惧があったこと、また全面主義道徳教育に対する支持が極めて強かったことを明らかにした。これらを通して本稿は、「道徳」は道徳教育の中心に位置づけられておらず、あくまで全面主義道徳教育に依存し、その補助策に過ぎなかったことを明らかにした。

はじめに

1945年12月、教育の民主化政策の一つとして、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）の指令を受け、明治初期の「学制」以来、道徳教育を担っていた修身科は停止された。それ以降、教育課程において明確な教科を設けず、学校全体・全教育活動を通じて道徳教育を行うという、いわゆる全面主義道徳教育が実践されてきた。一方、1950年になると、当時の文部大臣である天野貞祐が修身科を復活しようと発言した。天野文相の修身科復活の目論みは結局実現されなかったが、道徳教育のための教科（以下、徳育教科と略す）を設置することがその後も文部大臣によって繰り返し主張されていく。このようななか、1957年7月、松永東文部大臣は徳育教科の設置を主張するばかりでなく、1958年から実施したいと強調するようになった。松永文相は同年9月に教育課程審議会（以下、教課審と略記）に対して諮問を行い、徳育教科の設置を図ろうとした。そして、同審議会で審議した結果、「道徳の時間」（以下、

「道徳」と記す）が特設された。

筆者はこのような動きの背景には、子どものしつけを求める国民と、国民の愛国心を涵養しようとする政府との道徳教育に対する要求の高まりがあり、しかも双方ともそれを学校教育に求めた結果、「道徳」が特設されたことを明らかにした¹⁾。

だが、「道徳」が特設されたものの、それは松永文相が主張した教科ではなく、あくまで時間としての特設であった。「道徳」はなぜ教科ではなく時間として特設されたのだろうか。また時間とは、教育課程においてどのような位置づけのものなのだろうか。「道徳」の教科化をめぐる議論が広がっている現在こそ、そもそも「道徳」はなぜ当初から教科として設置されなかったのかを明らかにすることが必要だと筆者は考える。そして、そのためには、「道徳」の特設について審議を行った1957年度の教課審で具体的にいかなる議論がなされたのかを分析しなければならない。

「道徳」の特設に関するこれまでの研究の中で、教課審の審議内容に着目したものとしては、山田哲史²⁾や押谷由夫³⁾によるものが挙げられる。しかし、これらの研究は教課審における議論の整理

には参考になるが、なぜ「道徳」が教科ではなく時間として特設されたのかについてはあまり注意を払っていない。また、山田哲史は教課審の第4回の議事録のみ分析し、「道徳」の特設は「所謂『全面主義』からさらに踏み出した道徳教育のあり方を……学校教育において実践していくことが求められる時代に当時わが国がさしかかっていた」⁴⁾と主張している。確かに文部大臣たちが徳育教科の設置を唱えたのは、まさに全面主義道徳教育が不十分だと考えたからであった。しかし、問題は、教科としての設置を文相たちは望んでいたのに、それがなぜ実現されなかったのかということである。一方、飯田芳郎は教課審の審議内容を分析対象としないまま、「(「道徳」の特設に対する一引用者) 反対論は……ある種の政治目的などからなされる狂信的もしくは政策的な反対論」⁵⁾であるとして、「道徳」が時間として特設されたのはこのような反対論を緩和したい意図があったと指摘している。だが反対論は単に政治的な目的からのものだと把握してよいのだろうか。また、「道徳」が時間として特設されたのは、単に反対論を緩和したいというような意図によるものだろうか。筆者は疑問に思う。

「道徳」が時間として特設された経緯を明らかにするには、1957年度の教課審の議事録を分析するのが最適である。だが、今までの研究においては、教課審の議事録を分析対象として取り上げなかったり、議事録に着目した場合でも、その整理にとどまったり、ほんの一部の議事録しか分析していない状況にある。結局、「道徳」はなぜ時間として特設されたのかという大きな問題が明らかにされないままになっている。

そこで、本稿では1957年度の教課審の議事録を中心に、まず「道徳」がなぜ特設されたのかを明らかにしていく。その上で、「道徳」が教科ではなく時間として特設された理由を探ってみる。さらに、「道徳」の特設が決定されたあとの教課審における議論及びその答申の分析を通して、「道徳」の教育課程における位置づけを明らかにしていく。

1. 「道徳」の特設

(1) 特設審議に至るまでの経緯

1950年11月、天野貞祐文部大臣は修身科の復活を主張し、11月16日に「道徳教育の振興について」を教課審に諮問して、徳育教科の設置を図ろうとした。ところが、1951年1月4日教課審は「道徳教育は、学校全体の責任である。したがって各学校においては、全教師はその指導の責任を自覚しなければならない。……道徳教育振興の方法として、道徳教育を主体とする教科或いは科目を設けることは望ましくない」⁶⁾と答申した。「学校全体」、「全教師」などの言葉が象徴しているように、教課審は全面主義道徳教育のあり方を支持していることが分かる。こうした観点から教課審は徳育教科の設置を否定したのであった。

修身科の復活は挫折した⁷⁾が、これをきっかけに、その後の文部大臣も徳育教科の設置を図って、教課審への諮問を繰り返した。たとえば、天野文相の後任になった岡野清豪は戦後社会において道義が頹廃しているとして、道徳教育を一層重視すべきだと主張し、1952年12月19日に「社会科の改善、特に道徳教育、地理、歴史教育について」を教課審に諮問した。ここではあくまで社会科を改善し、道徳教育、地理、歴史教育の強化を図ろうという姿勢であった。しかし、教課審の審議が進められていくなか、1953年2月10日に岡野文相はついに「修身科は独立のものとして置きたい」⁸⁾と主張するに至り、徳育教科を設置しようとする意向を表明したのである。ところが、1953年8月7日、教課審は、道徳教育は「学校教育全体の責任である」として、「特定の時間や特定の期間にまとめてなされることは、効果が少ない」と答申した⁹⁾。やはり全面主義道徳教育を堅持し、道徳教育のために時間を設けて行うべきではないと結論付けたのである。また、清瀬一郎文相も1956年3月12日に「道徳教育を一つ教科に入れることとしたい」¹⁰⁾と主張し、3月15日に「小学校・中学校の教育課程の改善について」を教課審に対して諮問した。これを受けて教課審は1957年2月8日まで審議を行ったが、「結

局、道徳教育を強化充実する必要については、異論がなかったが、充実強化の具体的内容方法については今後審議する¹¹¹ ことになり、答申に至らずに閉会した。徳育教科の設置はここにおいても実現されなかった。

(2) 松永文相の見解と内藤局長の説明

このようななか、1957年7月10日、松永東は第一次岸改造内閣の文部大臣に就任し、7月末頃から徳育教科の設置を繰り返して唱えるようになった。そして、8月5日に、「道徳教育を独立教科にしなければならない。……私の方針としては明確になったので来年からでも実施したい¹¹²」と述べるに至り、その後もこの意図を繰り返し強調した。すなわち、松永文相は徳育教科を独立させることを決心したばかりでなく、1958年4月から早急に実施したいことも言明したのである。そして、1957年9月14日に、委員が入れ替った教課審¹¹³（会長一日高第四郎）に対して、松永文相は「小学校・中学校教育課程の改善について」を諮問し、再び徳育教科の設置を図った。

教課審において松永文相は、「積極的な措置¹¹⁴」を講じて、道徳教育を振興・充実させたいと主張した。つまり、今までとは違う形で道徳教育を行うことを述べたのであり、審議が再開する前までの発言からすれば、言うまでもなく「積極的な措置」とは徳育教科を指していた。次に、内藤登三郎（初等・中等教育局局長）は、諮問事項の説明において「小・中学校とも道徳的指導のための時間を特設して、毎学年指導する必要があるのではないかと存じます。……小・中学校における道徳教育の徹底を図るために積極的な措置を講じたい¹¹⁵」と主張した。内藤局長も「積極的な措置」を講じたいと主張しているが、彼が「時間」という言葉を使っていることに注目すべきであろう。ただこの「時間」が教科としての時間なのか否かということは、この時点では不明瞭であった。

このような諮問を受け、教課審では1958年3月8日まで審議が行われた。道徳教育については、第1回（9月14日）の総会、第2回（9月28日）～第4回（10月12日）の初等・中等合同会を経て、主に初等分科会（第5回・1957年10月26

日～第20回・1958年3月8日）、中等分科会（第5回・1957年10月19日～第20回・1958年3月8日）において審議された。そして、1958年3月15日に、教課審は「小学校・中学校教育課程の改善について」を答申し、「道徳」を特設することを発表した。以下では総会、初等・中等合同会、そして初等分科会の議事録を中心に¹¹⁶、「道徳」の特設をめぐるいかなる議論がなされたのかを明らかにしていく。なお、議事録には発言者の氏名が明記されていないので、氏名が判明した会長及び一部の文部省側の人々以外は、「委員」、「文部省」と表記している。

(3) 「措置」を前提とした議論の設定

すでに述べたように、天野文相や岡野文相、そして清瀬文相は一貫して徳育教科の設置を主張していたが、いずれも実現されなかった。では、なぜ1957年度の教課審において「道徳」の特設が実現されたのだろうか。第1回（9月14日）の総会において、内藤局長は前述のように審議事項を説明した後、「改訂教育課程は、新しい教科書を作成するに要する期間を考慮し、昭和36（1961—引用者）年度より逐次実施したい¹¹⁷」と説明を続けた。これを受けて、委員と局長の間では以下のような議論がなされた。

委員 新聞によると33（1958—引用者）年度から道徳教育を特別な教科としてやりたいとの意向がでているが、今の説明では36年度以降とあるがこれはどういう意味か。

内藤局長 来年3月までに審議会の結論を出していただいた場合、それから学習指導要領の編集、教科書の検定などを行うので、改訂教育課程の実施は最も早くても36年になる。道徳教育は来年からというのは、大体の方向をきめていただければ、教育委員会に¹¹⁸しめして、ある程度来年からでも実施できるという意味である。教科にするか、教科にする必要がないかを十分にご審議願いたい。教科とした場合、教員の免許と関連するが、これについてはまだ考えをまとめていない¹¹⁹。

ここから分かることは少なくとも4点ある。1つ目は学習指導要領の編集や教科書の検定等に時間を要するため、今回改訂する教育課程は1961年度から実施すること、2つ目は大体の方向が決まれば、新しい道徳教育は1958年度から実施できること、3つ目は現時点においてこの道徳教育を教科にするか否かは決めていないこと、そして、4つ目は教科にする場合は、教員免許の問題があるが、これについては考えがまとまっていないこと、道徳教育を振興するための何らかの「措置」を講じることは文部省ですでに決まっているが、ただそれを教科にするかしないかという問題が残っているので、諮問を行ったということだろう。つまり、1957年度の教課審の審議は道徳教育のための「措置」を講じるか否かからスタートしたのではなく、「措置」することを前提に、それを教科にするか否かという問題から開始されたのである。このような議論の始め方は文部省にとっては非常に有利だといえる。というのは、「措置」することを前提に教科にするか否かを審議することは、教科の設置が実現できなくても、何らかの「措置」の実施が可能となるからである。

議論の範囲が教科か否かに狭められたなか、第2回(9月28日)から審議が本格的に始まった。委員の入れ替えを行ったことも関係しているかもしれない¹⁹⁾が、道徳教育のための「措置」そのものについて質問する委員は非常に少なく、質問してもあまり議論が行なわれなかった²⁰⁾。ほとんどの委員が文部省の教科にするか否かという諮問の枠組みにのっとって議論を進めていたように見受けられる。

第2回の審議において、大島文義(文部省視学官)は審議事項の補足説明として、「小・中学校とも道徳的指導のために時間を特設して指導する必要があるのではないか」²¹⁾と述べた。ここにおいても「時間」という言葉が使われていることに注目すべきであろう。一方で、委員は「今日の新聞に大臣が道徳教育を独立科目にするといっているが、その問題はこの審議会に諮問されている事項である。それを審議しない前にはっきりいったのはどういう意味か」²²⁾と質問した。教課審において審議される前に、文部大臣が独立教科

としての設置を明確にしている²³⁾ことを不満に思っているのである。これに対して、文部省は「積極的にやるという程度の考え方である」²⁴⁾と答えている。つまり、文部省は教課審において時間を特設することを説明し、文部大臣は国会で教科としての設置を主張し続けていたことになる。このようななか、教課審の議論は、教科か時間かという二者択一の議論に絞られたが、「措置」を講じることを前提にしていた点では変わりがなかった。

ただ、文部省は時間を特設することを主張しても、この時間は教科ではないと明確に述べていなかったことにも注目すべきであろう。同じく第2回の審議において、ある委員は「時間の独立と教科の独立とはアイデアが非常に違うと思う。教科にするという線がきまっているならばっきり出してほしい」と質問したことにに対して、文部省は「前回の局長の答弁の通りである」と返答²⁵⁾し、教科か時間かについては、あくまで教課審で審議してほしいという姿勢を示している。

第3回(10月5日)の審議においては、「独立教科をつくって教科書をもうけるということが考えられるが、これは無味乾燥で、子どもはつまらないし、先生もこまるし、効果がない」²⁶⁾と、教科書を使って教えるという教育方法の観点から、教科の設置に反対する意見が見られるようになった。また、この日の審議において、日高会長は早くも「特別な時間をおくことが必要だということについて賛成の方は挙手願いたい」²⁷⁾と道徳教育のための時間の特設の賛否を問おうとした。しかし、委員からは「独立教科とするかどうかについては、なお十分議論すること」や「時間をもつことと教科をおくことは、誤解されやすい。そういう点で決をとるのは少し早いと思う」という反論が出て²⁸⁾、結局採決ができなかった。委員たちはやはり教科の設置には躊躇したり、反対したりする傾向にあったことがわかる。また、文部省も時間の特設を言いつつも、この時間は教科ではないことを言明せず、教科か時間かを審議してほしいという姿勢を取り続けていた。

そして、第4回(10月12日)の審議が始まる前に、大島視学官は、「道徳教育を学校教育全体

でやることは従来通りであって時間を設けてそれを補充深化または統合するという考えである。その時間の指導を従来他の教科と同列に並べて考えるものではない。……時間を特設しても従来の教科の概念とは相当に違う」³⁰と審議事項の補足説明を行った。すなわち、文部省は、今回特設しようとする「措置」は教科とは異なって、時間であることを明確に主張するように至ったのである。時間としての特設だと打ち明けたことは実に効果があったと思われる。なぜなら、文部省の説明を受けて、「私個人としてはこのさい教科にすることは反対だが、ある程度の時間をおくことが必要であると思う」³⁰と述べるようになった委員もあり、教科の設置に反対する委員も文部省の姿勢に賛同するようになったからである。そして、事実、この日の審議はかなり順調に進められ、日高会長が再度挙手を求めたところ、「全員賛成」で「道徳」の特設が決定されたのであった。

このように文部省によって道徳教育のために「措置」を講じることを前提に、それを教科にするかしないかという二者択一の議論の枠組みが提供された。このようななか、教課審の議論は教科か時間かを中心に行われた。その結果、委員たちは教科ではなく、時間を選び、「道徳」の特設が実現されたのである。

2. 時間として特設された理由

では、委員たちはなぜ時間を選んだのか、また、松永文相が一貫して徳育教科の設置を主張しているなか、文部省はなぜ時間としての特設を主張するようになったのだろうか。

(1) 文部省内の道徳教育の認識と直面した困難

文部省が時間としての特設を主張したのは、文部省の教科の設置または時間を特設しようとする動きに対する教育団体や研究者からの強い批判³¹、また教科の設置に対する教課審の委員たちの強い反対があったためであろう。すなわち、教課審における審議をスムーズに進行させ、多方面からの批判を緩和させようという思惑があったと考えら

れる。しかし、これだけが理由だったわけではなかった。文部省が時間としての特設を明確に主張するようになったのは、文部省内における道徳教育に対する認識と教科にする場合の困難の自覚が、大きく関わっていた。

というのは、実は第2回の審議が始まる前の9月24日に、文部省では「道徳教育強化方策案」と「㊟道徳教育に関する問題点」が作成されている³²。これらはあまり注目されてこなかった³³が、「道徳」が時間として特設された理由を考察する際には、重要な資料である。というのは、「道徳教育強化方策案」には、「特設時間においては、他の教科および教科外の活動（特別教育活動）における道徳指導を補充、深化または統合する指導が考慮されなければならない。したがって、これを従来教科と同列において考えることは適当ではない」、「特設時間における指導計画の立案に当たっては、……従来教科と同列に考えることは望ましくない」と記されている³⁴からである。

すなわち、1957年9月24日の時点で文部省内では、道徳教育のための時間を特設することを決定していたのである。特に注目すべきは、この時間を教科と同じように考えるのは望ましくないと繰り返して主張していることである。つまり、文部省内において、徳育教科の設置より時間を置くほうが道徳的指導に適切だという道徳教育の認識があった。

また、同方策案には続いて「道徳指導を教科とすれば、現行法のもとでは免許状を必要とすることになり、当然教育職員免許法の一部改正を必要とすることとなる。……したがって教科としないことが望ましい」³⁵と記されている。さらに、「㊟秘道徳教育に関する問題点」では、教科を設置する場合は、「徳育の具体的内容及び方法について、他の教科と同程度の詳細な基準を作成する必要がある」、「(1) 現行法の趣旨にてらして、免許状が必要であり、活動法律³⁶を改正する必要がある、(2) 仮りに、免許状を必要としないとする場合においても、そのことについて³⁷法律を改正する必要がある」と述べられている³⁸。つまり、文部省内では9月24日の時点で、教科として設置する場合は、教育職員免許法の改定、教科書の

作成及びその検定基準など、難題が横わっていることが十分に認識されていた。

しかし、文部省はこの2つの文書を教課審に示すことなく、10月12日に「措置」は教科ではないことをはっきり示すまで、あくまでも、教科にするか否かを審議してほしいという姿勢であった。教課審に示さなかった理由については、さらなる考察が必要であるが、まず、松永文相の主張への配慮があったのではないと思われる。というのも、そもそも松永文相が德育教科を設置しようと考えて教課審に諮問を行ったからである。また、教課審の審議が進められていくなかにおいても、教科の設置を主張し続けていたことは今まで見てきた通りである。このようななか、文部省内では教科の設置よりも時間を置くほうが道徳的指導に適切だという認識があったものの、また教科の設置が困難だと認識されていたものの、教科としての設置ではないことをはっきりと訴えにくい状況³⁹⁾にあったのではないかと考えられるからである。また、文部省は教科にするかしないかという二者択一の有利な状況をキープしておきたいという思惑もあったのではないかと考えられる。すなわち、文部省は教科の設置に積極的でなかったものの、道徳教育を振興させるための「措置」を設けようとする考えが強かった。多方面から反対をうけるなか、教科でないことを明言すれば、「措置」も実現する可能性が低くなると文部省が認識したのではないと思われる。

一方で、文部省が教科ではなく時間の特設と主張するようになったのもまた、松永文相の主張を考慮した結果だと考えられる。というのは、松永文相は德育教科の設置を主張しているだけでなく、4月から早急に実施したいことも繰り返し強調していたからである⁴⁰⁾。しかし、教科として設置する場合、教科書およびその検定基準の作成や法律の改定などの手続きが間に合わないことを、文部省はすでに認識していた。文部省は松永文相の早急に実施しようとする主張に答えざるを得ない一方で、法律の改定などの難題を避けなければならない状況にあったといえるだろう。このようななか、文部省は教科の設置より手続きがより簡単にできる時間としての特設を主張したのだと考

えられる。

つまり、文部省の中では道徳教育に関する認識は一枚岩ではなかったことと教科にする場合の課題の多さが、「道徳」が時間として特設された一つの理由であった。

(2) 全面主義道徳教育の支持

「道徳」が時間として特設された最も直接的な理由は教課審の委員たちが教科ではなく、時間を選択したことであろう。では、教課審の委員たちはなぜ時間を選んだのだろうか。教課審において、道徳教育を1つの教科として教科書を設けて教えていくのは望ましくないという認識が強かったことは、第1章で確認した通りである。そして、その背景には、委員たちに全面主義道徳教育のあり方に対する強い支持があったことが指摘できる。

というのは、たとえば、第3回の審議においてある委員は「道徳的教科を特設するかしないかについて一応考える必要がある。……社会科を中心として全教科でやることになれば別に教科を特設する必要はない」⁴¹⁾と述べて、全面主義道徳教育の観点から教科の特設は不必要だと主張している。また、他の委員は「外国には宗教で内面的なものが培われている。日本にはこれがない。それを補う意味で文部省が何らかの手を打つのは賛成である」⁴²⁾として、外国のような宗教的環境がない日本では、文部省がなんらかの形で道徳教育を振興することに賛成している。しかし、その前提として、「全教科、全教師の協力が必要である」⁴³⁾と主張している。つまり、この委員は文部省の道徳教育を振興しようとする主張に賛同しているが、あくまで全面主義道徳教育を維持することを前提にしているのである。

また、第4回の審議では「道徳教育のための時間を特設することに対して現場は大部分が反対している。まして教科の特設は反対している」や「現場の意見は……（道徳教育のための時間を設けることに一引用者）賛成、反対とも一致した点は全教科をとおしてやるということである。……教科独立は全く反対」しているといった主張があり⁴⁴⁾、委員たちは現場の状況を紹介している。これらの委員の言う現場が具体的にどこを指して

いるのかははっきりしないが、学校では時間の特設に賛否がわかれていても、教科の設置に反対し、全面主義道徳教育を支持している点では一致しているというのである。全面主義道徳教育のあり方を維持すべきだということが道徳教育を行う大前提であった。

では、教課審では全面主義道徳教育を通して具体的にどのような道徳教育を目指そうとしたのだろうか。教課審では教育目標と教育方法の両面から議論がなされた。たとえば、第2回の審議において、委員からの「新聞に出た大臣の談話の中に愛国心の高揚がでていたが、詰問の中にふくまれているのかどうか」という質問に対して、文部省は「子どもは愛国心を高めることを当然のことと考えている。……子どもとしては、国際社会に通用するような日本人の育成に意を用いねばならないと考えている」と述べている⁴⁹⁾。つまり、文部省の目指している道徳教育の目標は愛国心の涵養にあることが明らかである。しかし、このことについてこの回の審議においてはあまり議論されなかった。

第3回の審議においては、「愛国心が不必要という国はどこにもない。憲法のいたるところに愛国心が出ている。今の憲法は福祉国家を求め、人間尊重が基本になっていると思う。愛国心もこの人間尊重の国家を打立てる人間を養成するように考えたい」⁴⁶⁾というような、委員からの意見が見られる。教課審において愛国心の涵養に賛成する意見を持つ委員が存在したことは確かな事実である。ただ、この委員は愛国心の涵養が必要だと主張しているものの、それはあくまで人間尊重を基本とするものであった。このような考え方は他の委員たちにも見られるものであり、たとえば「真善美に対する陶冶ができていないで人間性は完成されない。こういう意味の人間性の教育は全教科でやるべきである」⁴⁷⁾、「自分の意見としては時間特設にだいたい賛成だが、内容の面についていうと、しつけの問題はあまり重視されないような話であったが、礼儀作法、健康教育、安全教育についても配慮してもらいたい」、「基本的な民主主義のルールを身につけさせることが必要である」などの意見が表明されている⁴⁸⁾。すなわち、教課

審の委員たちが考えている道徳教育の内容とは、真善美の陶冶を通して、人間性を完成させることであり、礼儀作法の重視や民主主義の基本的ルール、しつけを中心とした道徳教育であった。

また、このような道徳教育を実現する方法として、委員たちが考えていたのは生活指導である。たとえば、ある委員は「道徳教育は内容的なものをきめて伝達することではない。人間関係を通して人間を形成していくのが新しい道徳教育のいき方である」⁴⁹⁾と述べている。他にも「道徳のみなもとはどこに求めるか。……それは社会科で生活を通じて体得されねばならない。修身で欠けているのはこの面である。これは社会科を中心にし、他教科にも材料があるもので今後ますます尊重せねばならない」⁵⁰⁾といった意見が多く見られた。すなわち、委員たちは、道徳は人間関係や実際の社会生活を通じて体得していくべきものだとして主張していたのである。そして、その具体的な方法としては、全教科における指導を通じて行うべきであり、社会科と日常生活とを結びつけて指導すべきだと強調している。

さらに、全面主義道徳教育のあり方に対する支持は、教課審以外にも極めて強く存在しており、その立場に立って、多方面から徳育教科の設置はもとより、時間の特設にも反対する意見が主張されていた。たとえば、文部省主催の全国校長研究協議会（1957年10月23日～10月25日）では「『道徳教育は現行どおり全教科を通じて行えばよい』と“特設時間”を来年から強行しようとする文部省の方針に反対する意見が強く注目された」⁵¹⁾と報じられている。日本教職員組合も1957年10月25日に「民主教育確立の方針（第一次草案）」を發表し、「道徳教育は社会科を中心とした全教科の中で行う」⁵²⁾方針を決めた。また、日本教育学会教育政策特別委員会は「道徳教育に関する問題点（草案）」を作成し、1957年11月13日にこれを意見書として文部省に提出した。この意見書では道徳教育は「各教科指導、生活指導を通じて培われるもの」⁵³⁾だと強調した上で、徳育教科の設置又は道徳教育のための時間の特設は、全面主義道徳教育の教育的効果を削ぐ恐れがあると主張している。さらに、国会においても、

たとえば多賀谷真稔（日本社会党）は「道德の教育は、他の教科のように知識体系としての教科によってはならないということでありませう。かつて、ペスタロッチは、生活が陶冶するという原理を発見し、教育の歴史に偉大な貢献をいたしました。道德の教育は、なすことによって学ぶのであります。……道德の教育は、特定の科目を設けることによって行うのではなくて、全教科の中においてこそ取り上げていくべきもの」⁵⁴⁾ だと述べている。多賀谷は道德教育は特定の教科において知識として系統的に教えていくのではなく、生活経験、実践を通して陶冶し、全教科を通じて行うべきだと主張して、教科の設置に反対しているのである。

このように、教課審以外では教科の設置はもとより、時間の特設にも強い反対の声があった。一方、教課審では、時間の特設に対する反対があったものの、賛成する意見の方が多かったことは第1章で確認した通りである。教科の設置に対する反対と時間の特設に対する反対とは違うが、両方とも教科の設置に強く反対している点では変わりがなかった。

(3) 修身科復活に対する危惧

委員たちが時間の特設を選んだもう一つの理由は修身科の復活に対する危惧が強かったことである。たとえば、第3回の審議において、ある委員は「道德教育を強化するためには教科および時間を設けることが必要だと思う。扱い方については昔の修身科の陥った弊害を救う方法はいくらかある」⁵⁵⁾ と述べている。修身科の弊害とは具体的に何を指しているのかははっきりしないが、修身科には弊害があったとこの委員が認識していることは確かであろう。また、他の委員は「戦前自由学園で羽仁もと子氏が修身を教えていたが、読書によって指導をしていた。……特設した時間で道德的な教育をやるとすれば結局そういうことしかできないであろう。……道德教育を強化することは賛成である。具体的な教材の配列には研究の余地がある」⁵⁶⁾ と述べている。そして、このような観点からこの委員は教材の配列についてさらなる研究が必要だと訴えていた。また、第4回の審議においては、「(時間を特設すれば—引用者) その内

容が古典の鑑賞ということになるとインドクトリネーションが考えられ、それが不徹底だから次の段階として修身にもっていくのではないかと疑いが持たれる」⁵⁷⁾ と述べる委員も存在している。時間を設ければ、教師による教え込むような方法、いわゆる注入教育になりかねず、これも不徹底だと考えると、やはり修身科になってしまう、つまり時間の特設は結局修身科の復活につながるのではないかという危惧の念が抱かれていたことがわかる。他にも「道德教育を当面の中心目標とした時間がぜひ必要である。……世間では道德教育という修身の復活を連想してしまうが、思い切って新しい方法を採用したらよい」と述べた上で、「すぐれた名作・物語をしみじみと読み、人間の深みに触れさせる読書指導をし、また放送教育や映画教育を十分取り入れるがよい」と、具体的な指導方法をあげている意見⁵⁸⁾が見られる。このように、委員たちが修身科の復活を危惧しているのは修身科の注入教育的な教育方法や教材の配列への懸念があったからだと思われる。また修身科にならないように、具体的な指導方法をあげている意見も見られた。

一方、日高会長は「道德教育を徹底させる必要があるということ、多くの人々は戦前の修身の復活を考えるむきがあるが、私は政治的な観点でなく日本を本当に民主的なよい国にするため、おのずから筋金が入っていなければならないと思う」⁵⁹⁾ と述べている。つまり、日高会長は道德教育を振興することが必要だと主張している一方で、それは政治的な観点から修身科を復活させることではないことを強調していることがわかる。政治的な観点とは具体的に何を指しているのかは述べていないが、道德教育のための時間を設けるというと、「修身科の復活を考えるむきがある」や「世間では道德教育という修身の復活を連想してしまう」という先の引用からは、世間で修身科の復活に対して強い反対があることを教課審では十分認識していることは分かる。逆に言えば、世間からの修身科の復活に対する反対の声が教課審にとって大きなプレッシャーになっていたと見受けられる。

また、当時、世間では徳育教科の設置或いは時

間の特設を修身科の復活だと認識していたのは確かであった。たとえば、「道徳」の特設が決定されたことを受けて、新聞などの主要メディアは教課審における道徳教育に関する審議や教課審の運営そのものに対して批判を強めていた⁶⁰。このようななか、「教育課程審議会では……「新修身科」の準備が急ピッチで進められているおりから、……民間二十九教育団体、約一千人が22日『道徳教育研究大会』を開き、……まず文部省が実施準備を急いでいる新修身科の構想については一致して反対の叫びがあげられた」⁶¹ という報道があるように、民間の教育団体は「道徳」の特設を修身科の復活だと認識し、一丸となって反対する姿勢にあった。また、国会においては、たとえば辻原弘市（日本社会党）は自身が修身科の教育を受けたことについて、「一つの国家的思想といえますか、与えんとする一つのイデオロギー、思想というものが今振り返ってみますと如実に出ておる」として、「一つの思想を織り込んでいこうといったような一つの目的を文教の行政の中でやろうとするならば、……そこに一つの危惧がある」と述べている⁶²。また、多賀谷真稔が「岸内閣は、……国民道義の高揚、愛国心の癒養（いよく）という美名のもとに、教育課程を改悪し、国家制統の疑いのきわめて濃厚なカリキュラムを押しつけたり、実質的修身科の復活や、あるいは教科書固定化の方向を企図している事実は、明らかに教育反動化の推進を物語るもの」⁶³ と述べているように、野党側からの反対の主張もしばしば見られる。このように、国会では、修身科の復活によって昔のように愛国心の教育を強化し、国家による思想統制やイデオロギーの押し付けになるのではないかということに強く危惧しているのである。言うならば政治的観点からの危惧が強く存在しているのである。このような猛烈な反対を受けて、松永文相は「昔の修身科の、その復帰をすとかなんとかいうことは、寸豪も考えておりません」⁶⁴ と繰り返して説明せざるを得ない状況にあった。ただ、そもそも松永文相が徳育教科の設置を主張したのは岸信介内閣の道徳教育を通して国民の愛国心を涵養しようとする強い政治的要求があったことはすでに明らかにされてきた⁶⁵。また、たとえば山本利壽

（自由民主党）は「修身科を復活させたからといって、若い者の道徳心が一度に上るものではないけれども、私はそれも一助にはなると考えるものでございます」⁶⁶ 発言しているように、与党の中では修身科の復活に賛成する意見が確かに存在していた。

道徳教育をめぐる議論は政治的な主張と教育的な主張とが絡み合って存在することが多い。今まで見てきたように、教課審では修身科の復活を危惧しているのはその教育方法や教育内容という観点、言うならば教育的観点からの主張が多かった。ただ、指摘しておかねばならないのは、松永文相が教課審に対して諮問を行い、徳育教科の設置を図ろうとした背景に、岸内閣からの強い政治的要求があったことである。また、教課審における議論もあくまで文部省から提供された「措置」を講じることがすでに決まっているという前提に基づいた議論にすぎなかった。すなわち、教課審における議論は教育的観点からの主張が多かったとしても、そもそもその前提には政治的な要求が存在していることは見逃してはいけない。一方で、教課審以外では、修身科は思想統制の道具になりかねないという政治的観点からの主張が強かったというのが事実とみてよからう。

3. 「道徳」の位置づけ

(1) 教育課程の新分野

このような状況のなかで「道徳」が時間として特設されたが、教育課程における位置づけについてはいかに議論されたのだろうか。たとえば、第6回（11月2日）の審議では、委員は「時間特設という言葉のあいまいさが誤解を引き起こしている。今まである時間（教科—引用者）の外につき足すのではないと言われるが、今までの時間の中に組み入れるのか、それで他教科をへらさないとすれば、教科外活動の時間をとることになるのか、それがはっきりしないから修身と間違われる」⁶⁷ と述べている。すなわち、「道徳」の時間を教科からとるのか、教科以外の活動からとるのかははっきりしていないため、修身科と間違われやすいと主張している。これに対して、文部省は

「この時間は従来の教科とは性格がちがうから教科の外に置く。しかし、従来のクラブ活動や学校児童会のようなものとも一寸ちがう」⁶⁸⁾と述べ、「道徳」の位置づけをより明確にした。

そして、第7回(11月9日)の審議になると、「道徳」は「中間的な性格だが、どちらかと言えば教科に近い感じがする」という意見、あるいは「道徳」を教科以外の活動に置くべきだという意見に賛成しながらも、「そうすると教科のようにきちんと行われなくなる心配はないか」というような意見⁶⁹⁾が見られる。しかし、その一方で、やはり「教科でないと言った方がよい」⁷⁰⁾や「教科外指導とでもいうべきものであろう」⁷¹⁾という意見のように、「道徳」を教科以外の活動に位置づけようとする委員の方が多かった。このようななか、文部省は「現在の規定の仕方では教科と教科以外の活動とになっているが、新たに位置づけをすればその心配はない」⁷²⁾と「道徳」を新たに位置づけることを示唆した。

さらに、第17回(1958年2月15日)の審議では、「道徳」の位置づけについて再び議論がなされた。委員からは「教科以外の活動は生活指導として道徳教育の実践の場であり、実践の時間である」、「児童会が道徳指導と別だとすると相互の関連性がうすくなり、道徳指導が浮いてしまって昔の修身のようになる心配があるから、『その他の指導』の枠の中で道徳指導を考えたい」という意見⁷³⁾が相次いで出された。つまり、委員の中では教科以外の活動こそが道徳教育の実践の場であり、道徳指導を児童会などの教科以外の活動と別個にすると修身科の復活になりかねないという考えが強かったことがわかる。「道徳」はやはり教科以外の活動に位置づけるべきだと委員たちが考えていたといえるだろう。

そして、第18回(1958年2月22日)の審議において、文部省は「道徳の特設時間については、差当り33年度から従来の児童会等の教科以外の活動の時間の一部をこれにあてて実施するが、全面的に新教育課程が実施されれば教科と道徳指導を並列させ、児童会は特別教育活動のような形で別に行われる」⁷⁴⁾と述べている。すなわち、1958年度は「道徳」を教科以外の活動の時間の一部を

当てて行うことを認めながら、他方で改訂した教育課程が全面的に実施される時、「道徳」は特別教育活動と別個にして、新たな分野とすることを主張したのである。そして、最終的に教課審の答申では「小学校の教育課程は、『教科』、『道徳』、『特別教育活動』および『学校行事その他』」⁷⁵⁾という4つの領域が並列する形になっている。「道徳」を新たな分野にしたいという文部省の主張が実現できた。また、文部省が「道徳」を新分野として位置づけたのは、教育課程は教科が中心であり、教科以外の活動はあまり重視されないというような考え方が強かったため⁷⁶⁾と考えられる。

(2) 教科との違い

「道徳」は教科ではないが、教科と並列なものとして位置づけられた。では、「道徳」と教科とは具体的にどこが違うだろうか。このことについて、教課審では教員養成や評価の仕方という2つの方面から議論がなされていた。たとえば、第6回の審議では、委員は「明年4月から実施するのは困るのではないか、……教員養成機関において教養をもち見識を持つ教員を養成するのに時間がかかると思う」⁷⁷⁾と述べている。一方、文部省は「道徳教育は学校全体で行うという方針は変えないから、特別の教員は置かず、小学校では学級担任、中学校ではホームルーム、ティーチャーが担当するのがよいのではないか」⁷⁸⁾と説明している。また、「道徳に評価は困難だが、評価をするのかどうか」という委員からの質問に対して、文部省は「仮に評価するとしても困難であるし、学校教育全体で行うという建前から言っても、この時間だけを切り離して評価することはおかしい」と答えている⁷⁹⁾。

つまり、文部省も道徳教育を評価するのは難しいし、全面主義道徳教育を行うことを前提にしている以上、「道徳」だけを評価するべきではないと認識していたことがわかる。また、「道徳」には専門の教師を置かず、担任の教員によって指導を行うことを示している。

そして、教課審の答申をうけたあと、「道徳」と教科との違いについて、内藤局長は教科書を使わないこと、評価を行わないこと、専門の担当教

員を置かず、教員免許状が要らないことの3点にあると説明していた⁸⁰⁾。「道徳」はこれらの3点において教科と違っていたのである。これらの点は同時に「道徳」の大きな特徴と見てよからう。

(3) 道徳教育の中心ではない

「道徳」は教育課程の新分野に位置づけられたが、学校の道徳教育において、どのような位置を占めるものだと考えられたのだろうか。教課審の答申において「道徳」は、道徳教育の中心として位置づけられたわけではなかった。というのは「道徳」の特設については、「学校教育の全体を通じて行うという方針は変更しないが、現状を反省し、その欠陥を是正し、すすんでその徹底強化をはかるために、新たに道徳教育のための時間を特設する」⁸¹⁾と教課審は答申したからである。また、これを受けて1958年3月18日、文部省は事務次官通達として『「道徳」実施要綱』を公表した。そこでも、「道徳教育は、本来学校の教育活動全体を通じて行うことを基本とする。……現状を反省して、ふじゅうぶんな面を補い、さらに、その徹底をはかるため、新たに『道徳』の時間を設ける」⁸²⁾と述べられている。すなわち、「道徳」の特設はあくまで全面主義道徳教育のあり方を変更しないことを前提にしており、今まで行われてきた道徳教育の欠陥の是正や不十分な面を補うものとしてしか想定されていなかったといえるだろう。その後も、文部省は「道徳の時間の指導が、教科や教科以外の活動における道徳教育を補充し、深化し、統合し、また相互の交流」⁸³⁾を図るものだと繰り返して強調している。「道徳」はあくまで他の教科や教科以外の活動における道徳教育の補充や深化、統合、そして交流を図るものにすぎなかった。

つまり、「道徳」は他の教科及び教科以外の活動における道徳的指導に依存しているとみてよからう。というのは、各教科及び教科以外の活動における道徳的指導がなければ、「道徳」においては、指導の素材がなくなるからである。もちろんそれらを結合することも交流することもできなくなり、「道徳」の存在も無意味になると考えてよからう。また、「道徳」が教科として設置され

ば、他教科や教育活動における道徳教育の補充も、深化も、統合もできなくなることはいうまでもない。徳育教科を設置することと全面主義道徳教育を堅持することとは相いれず、矛盾するものだと考えられていたのである。

おわりに

「道徳」の特設が実現されたのは、1957年度の教課審における文部省の議論の設定の仕方が徳育教科を設置すべきか否かではなく、道徳教育を振興するための「措置」を講じることを前提にしていたからであった。このような議論の枠組みゆえに、教課審における議論も教科か時間かという二者択一の問題に狭められた。その結果、教課審では多くの委員は教科の設置には反対していたが、時間を設けることには賛成していたため、「道徳」が特設された。

また「道徳」が時間として特設された一つの理由は、文部省が教科を設置することに積極的ではなかったことが指摘できる。そしてそれは、文部省内では徳育教科を設置することは道徳的指導に相応しくないという認識があったこと、また教科として設置する場合は困難が多かったことが挙げられる。というのは、教科として特設する場合は、教員免許が必要となり、教育職員免許法の改定も必要となるため、現実的な困難があった。また、教科書や評価基準の作成などにはかなりの時間を要する一方で、松永文相の早急に実施したいという主張にも沿わねばならない状況にあり、時間的にも無理であった。

そして、時間として特設された最も直接的な理由としては、教課審の委員たちが教科ではなく、時間を選んだことである。委員たちが時間を選んだのは、教課審の内外において、修身科の復活に対する危惧と全面主義道徳教育に対する支持が強かったことが挙げられる。修身科の復活について、世間は修身科を国家の思想統制の道具だと認識しており、その政治的意味に対する反対の声が根強く存在していた。一方で、教課審では修身科は無味乾燥で教育的効果が少ないのみならず、偽善的な行為を誘発する恐れがあるというような教育的

観点からの反対が強かった。ただ、教育的観点からの主張が多かったとしても、教課審の議論はそもそも政治的要求によって開始され、議論の幅も制限されていたことは指摘しなければならない。いずれにせよ、時間として特設すれば、修身科の復活への危惧に基づいた反対意見に対応できるという利点があったことが考えられる。

さらに、委員たちが時間の特設を選択したもう一つの理由は、1つの教科として教えるという方法そのものが道徳教育に相応しくないと考えたためであった。そして、その背景には、全面主義道徳教育が本道だという道徳教育観が強かったことが考えられる。時間として特設すれば、全面主義道徳教育のあり方を変更せずに済むため、全面主義道徳教育を支持する観点からの反対意見にもうまく対応できるという利点があった。

全面主義道徳教育に対する支持が強かったことは、「道徳」の位置づけからもうかがい知れる。というのは、「道徳」は教育課程の新たな分野として特設されたが、道徳教育の中心に位置づけられておらず、あくまで全面主義道徳教育の補強策にすぎないという位置づけだったからである。つまり、「道徳」は全面主義道徳教育に依存しており、全面主義道徳教育が維持されてはじめてその存在が可能になる。また、「道徳」は教科でないことで全面主義道徳教育の補充や深化、または統合ができると考えられ、特設されたのである。「道徳」が教科でないことは全面主義道徳教育を維持できる前提である一方で、全面主義道徳教育が維持されることも同時に、「道徳」が存在できる前提となっている。両者は互いに依存し、補い合うものだと考えられていた。

現在、政府は道徳教育の振興策として、「道徳」を教科に昇格する方針を決めた。また、教科に昇格しても全面主義道徳教育のあり方を変更せず、それを補うための「特別の教科」とであると説明している。だが、「道徳」を教科にすれば道徳教育が振興できるか否かという問題はさておいても、「特別の教科」としても、「教科」とである以上、今までの「道徳」の性格とは大きく変わっていくことはいうまでもない。「道徳」を教科にすることと全面主義道徳教育を変更しないこととは、

果たして両立できるものだろうか。

付記

本稿は平成28年度日本学術振興会科学研究補助金（特別研究員奨励費、課題番号：16J00254）による研究成果の一部である。

注

- 1) 拙稿『「道徳」の特設をめぐる議論——その特徴と社会的背景——』『人間・環境学』第24号、京都大学人間・環境学研究所、2015年12月、13-28頁を参照されたい。
- 2) 山田哲史「松永東文部大臣の『道徳科』発言と日高第四郎『道徳と教育』No304・305、2000年、140-148頁や「道徳教育のための時間を特設する方針をめぐる論議」『道徳と教育』No308・309、2001年、146-155頁。
- 3) たとえば、押谷由夫『「道徳の時間」成立過程に関する研究——道徳教育の新たな展開——』東洋館出版、2001年。
- 4) 山田哲史『「教科」とはされなかった『道徳』の時間』『道徳と教育』No310・311、2002年、316頁。
- 5) 飯田芳郎『「道徳」の時間の是非論/その一』『教育学講座16 新しい道徳教育の探求』学習研究社、1979年、243頁。
- 6) 文部省初等中等教育局小学校課『教育課程審議会答申一覧』1999年、5頁。
- 7) 天野文相の修身科復活の主張に対して、『読売新聞』や『朝日新聞』などの主要メディアでは反対の声が高まっていた（前掲拙稿、15頁）。また、1950年11月9日に開催された文部省初等中等教育局の各課長による「道徳教育に関する省内連絡協議会」でも、徳育教科の設置には反対していた（国立教育政策研究所教育図書館所蔵『大島文義旧蔵資料』（V-35-3））。こうした文部省内の反対意見や世論の反対なども天野文相の修身科復活の主張が挫折した大きな要因だと考えられる。さらに、当時では、占領軍の意向も考慮しなければならない状況にあった。このことについては改めて検討する必要がある。
- 8) 第十五国会衆議院予算委員会会議録第20号、1953年2月10日。（なお、国会会議録からの引用に際しては、国会会議録検索システム（<http://kokkai.ndl.go.jp/>）を使用した。）
- 9) 前掲、『教育課程審議会答申一覧』1999年、8-9頁。
- 10) 第二十四国会参議院予算委員会会議録第13号、1956年3月12日。
- 11) 「中等教育課程分科審議会審議経過ならびに審議事項（全16回）」『石川二郎旧蔵資料』VIII-(A)-35、国立教育政策研究所教育図書館所蔵、ページ数記載なし。
- 12) 教育記者の会・道徳教育研究会『文部省発表

- 道徳実施要綱の解説』明治図書、1958年、9-10頁。
- 13) 教課審では初等、中等、学校通信教育の3つの教育課程分科審議会（以下では、分科会と略す）に分かれて審議が行なわれた。定員は60人だが、1957年度は47人を任命した。1956年度と1957年度の教課審委員名簿（詳細は『文部時報』第946号（1956年6月号、49-50頁）、同第963号（1957年11月号、44頁）を参照されたい）より計算すると、このうち、21人が新任であったが、特に、道徳教育について審議がなされた初等・中等分科会は、合わせて32人の委員のうち、19人が新任であった。
- 14) 「松永東文相のあいさつ」『戦後道徳教育文献資料集 第Ⅱ期 17』日本図書センター、2004年、ページ数記載なし。また、松永文相は教課審に諮問を行う前に、道徳教育は「どうも社会科学の中では少し物足らぬ気がする。……私は独立した科目を設けた方がよかろう」（第二十六国会参議院決算委員会会議録第8号、1957年9月9日）と主張していた。このような趣旨の発言は、その後も繰り返しなされている。
- 15) 「内藤局長の諮問事項の説明」『戦後道徳教育文献資料集 第Ⅱ期 17』日本図書センター、2004年、ページ数記載なし。
- 16) 初等分科会の議論は、「中等教育教育課程分科審議会の議論も内容的にはほとんどよく似た議論がなされている」（押谷、前掲書、88頁）と指摘されているように、管見の限りでも両者の議論はよく似ている。また、中等分科会の議事録が一部入手できないため、本研究においては、初等分科会の議事録を中心に、検討を進めていくことにした。なお、以下では基本的に会議名を省略し、回数と日付だけ記していくことをここで断っておきたい。
- 17) 前掲、「内藤局長の諮問事項の説明」、ページ数記載なし。
- 18) 「第1回教育課程審議会議事録」『戦後道徳教育文献資料集 第Ⅱ期 17』日本図書センター、2004年、ページ数記載なし。（なお、第1回の総会及び第2回～第4回の初等・中等合同会の議事録からの引用に際しては、貝塚茂樹監修『戦後道徳教育文献資料集 第Ⅱ期 17』日本図書センター、2004年に収録されているものを使用した。また、いずれもページ数の記載がないため、以下では会議名のみにすることにする。）
- 19) このような委員の入れ替えについて、たとえば、辻原弘市（日本社会党）は「私が聞いた範囲によりますと、大体においては大臣当初御発表なさったように、独立の教科を設定していくという方法については、委員諸公は賛成しておらなかった。そういう見解を聞いているわけであり、……それは前の審議会では、どうも文部省の諮問した、いわゆる文部省方針に合致しない結論が出そうだから、そこで今度の審議会委員の顔ぶれを相当かえたんだ、こういうような見方をしておる」（第二十六国会衆議院文教委員会会議録第34号、1957年9月27日）と述べている。このことについては本稿においては詳しく検討することはできないが、少なくとも当時では、今回の委員の入れ替えは徳育教科の設置に有利なように文部省が意図的に行ったと認識されていたことを指摘しておきたい。
- 20) たとえば、「特設時間は少なくとも小学校では必要ないのではないか。教科以外の活動の強化でよいと思う」（「第4回教育課程審議会初・中合同会議事録」）や「時間を考えるということはそれほど必要か」（同）という委員からの意見が出ていたが、これに対して、会長は「時間がなくてもうまくいくかどうか」（同）と特設時間の必要を主張し、それ以上議論されることはなかった。
- 21) 「第2回教育課程審議会初・中合同会議事録」。
- 22) 同上。
- 23) 松永文相は、1957年9月27日に「やはり独立した道徳科を置いて」（第二十六国会衆議院文教委員会会議録第34号、1957年9月27日）子どもに道徳教育を教えていきたいと主張していた。また、松永文相のこの発言について新聞では「道徳は……独立科目を設ける必要があるのではないか」（「道徳」を独立科目に——文相再確認）『朝日新聞』1957年9月28日）と報じている。
- 24) 「第2回教育課程審議会初・中合同会議事録」。
- 25) 同上。
- 26) 「第3回教育課程審議会初・中合同会議事録」。
- 27) 同上。
- 28) 同上。
- 29) 「第4回教育課程審議会初・中合同会議事録」。
- 30) 同上。他にも「大阪の実情……は特設時間が必要となっている。したがって教科の独立は考えられていない」（同）といった意見がみられる。
- 31) 詳細は船山謙次『戦後道徳教育論史』（上）、（下）青木書店、1981年を参照されたい。
- 32) 山田恵吾「国立教育政策研究所蔵『大島文義旧蔵資料』所収『道徳の時間』特設（1958年）関係資料について」（貝塚茂樹『戦後日本の道徳教育関係資料に関する基礎的調査研究』（研究成果報告書）国立教育政策研究所、2003年、21頁）によれば、「㊸道徳教育に関する問題点」の作成時期は、「道徳教育強化方策案」と同時期であるという。また、筆者が確認したところ、両者は連続して綴られて保存されているので、これらが同時期に作成されたと考えてほぼ間違いのないと思われる。
- 33) 今までの研究において、これらの資料に着目したものは、管見の限りでは、上記の山田恵吾の資料紹介のみである。
- 34) 「道徳教育強化方策案」『大島文義旧蔵資料』（Ⅻ-50）、国立教育政策研究所教育図書館所蔵、ページ数記載なし。
- 35) 同上。
- 36) 史料においては「活動」は手書きで「法律」と訂正されている。誰が訂正したか不明。

- 37) 「そのことについて」と手書きで挿入されている。誰が挿入したか不明。
- 38) 『◎道徳教育に関する問題点』『大島文義旧蔵資料』(XI-51)、国立教育政策研究所教育図書館所蔵、ページ数記載なし。
- 39) たとえば、内藤局長は諮問事項の説明において時間の特設と説明しているが、後年になると、「かつての修身は、中心教科で、それを教えるのは校長先生であった。……今度の『道徳』も、そのような教科として、立派な教科書もあるようにしたかったが、反対が強く、結局は教科でなく、特設道徳という不本意な形でしか実施できなかったのは残念だった」(内藤啓三郎『戦後教育と私』毎日新聞社、1982年、127頁)と回想している。つまり、内藤局長も徳育教科を作りたかったのである。文部省内では教科の設置に躊躇する意見がある一方で、内藤局長は教科の設置を明確に主張していないが、松永文相と同じ考えをもっていたとみてよからう。
- 40) 松永文相が徳育教科の設置を急いだ姿勢は、「道徳」が特設された要因の一つだと考えられるが、これについて本稿では詳細に分析することはできなかった。ただ、それには以下のような理由が存在していたことを指摘しておきたい。国民の道徳教育の振興を求める声が高まったことや文部省内で道徳教育を系統的に教えていくべきだと求める声が強かったこと、岸首相は就任以来一貫して愛国心教育の重要性を唱え、道徳教育の振興を求めていたこと、1958年に総選挙が控えており、自由民主党には総選挙までに道徳教育の振興に力を入れていることをどうしても国民に示したいという思惑が存在していたこと、である。これらは今後の課題としたい。
- 41) 「第3回教育課程審議会初・中合同会議事録」。
- 42) 同上。
- 43) 同上。
- 44) 「第4回教育課程審議会初・中合同会議事録」。
- 45) 「第2回教育課程審議会初・中合同会議事録」。
- 46) 「第3回教育課程審議会初・中合同会議事録」。
- 47) 同上。
- 48) 「第4回教育課程審議会初・中合同会議事録」。
- 49) 「第2回教育課程審議会初・中合同会議事録」。
- 50) 「第3回教育課程審議会初・中合同会議事録」。
- 51) 「校長先生しぶい顔―『道徳教育の時間』特設に」『毎日新聞』1957年10月25日。
- 52) 「日教組の新课政策」『読売新聞』1957年10月26日。
- 53) 「道徳教育に関する問題点(草案)」『戦後道徳教育文献資料集 第Ⅱ期 17』日本図書センター、2004年、37頁。
- 54) 第二十七国会衆議院本会議会議録第2号、1957年11月2日。
- 55) 「第3回教育課程審議会初・中合同会議事録」。
- 56) 同上。
- 57) 「第4回教育課程審議会初・中合同会議事録」。
- 58) 同上。
- 59) 「第3回教育課程審議会初・中合同会議事録」。
- 60) たとえば、「道徳教育についての世論がまだ一本の線にかたまっていないのに、結論を急ぐ必要はない」(社説「道徳教育を実際にどうやるか」『毎日新聞』1957年11月12日)や「文部省の審議課程にも問題がある。政党内である文部大臣が自由に選んだ審議会で、文部省が企画立案した道徳教育計画を、期間を決めて諮問し、しかも秘密にされていることは疑問だと思う」(「道徳教育に反対―日本教育学会が文部省に意見書」『朝日新聞』、1957年11月14日)などの記事がしばしば見られた。
- 61) 「民間教育団体の研究大会―生きた道徳教育を『修身科』にはあくまで反対」『読売新聞』(夕刊)1957年10月25日。
- 62) 第二十六国会衆議院文教委員会会議録第34号、1957年9月27日。
- 63) 第二十七国会衆議院本会議会議録第2号、1957年11月2日。
- 64) 同上。
- 65) 前掲掲稿、9-12頁を参照されたい。
- 66) 第二十七国会衆議院外務委員会会議録第3号、1957年11月8日。
- 67) 「第6回初等教育教育課程分科審議会議事録」『鹿内瑞子旧蔵資料』国立教育政策研究所教育図書館所蔵、5頁。(なお、初等分科審議会の議事録からの引用に際しては、国立教育政策研究所教育図書館所蔵『鹿内瑞子旧蔵資料』に収録されているものを使用した。以下では会議名とページ数のみ表記することにする。)
- 68) 同上。
- 69) 「第7回初等教育教育課程分科審議会議事録」、4頁。
- 70) 同上。
- 71) 同上、5頁。
- 72) 同上、4頁。
- 73) 「第17回初等教育教育課程分科審議会議事録」、4頁。
- 74) 「第18回初等教育教育課程分科審議会議事録」、4頁。
- 75) 前掲、『教育課程審議会答申一覧』1999年、62頁。
- 76) 教審審の審議において「学校教育ではやはり教科が中心だ」や「学校教育で教科に最もウエイトがあるのはもっともだが、教科以外の活動も一層重視してゆきたい」(「第18回初等教育教育課程分科審議会議事録」、3頁)などの主張が行われていることから、当時では教科以外の教育活動があまり重視される傾向になかったことが見受けられる。
- 77) 「第6回初等教育教育課程分科審議会議事録」、8頁。
- 78) 同上、3頁。
- 79) 同上、8-9頁。
- 80) 第二十八国会衆議院文教委員会会議録第12号、1958年3月26日。
- 81) 前掲、『教育課程審議会答申一覧』1999年、70頁。

- 82) 前掲, 『文部省発表 道徳実施要綱の解説』1958年, 28頁.
83) 文部省『小学校道徳指導書』明治図書, 1958年, 11頁.

Establishment of Special Time for “*Dōtoku*”
—— Minutes of the Curriculum Council in 1957 ——

TONG Zhanxin

Graduate School of Human and Environmental Studies/ISPS Research Fellow,
Kyoto University, Kyoto 606-8501 Japan

Summary This paper examines the Minutes of the Curriculum Council in 1957, detailing the circumstances of the implementation of “*Dōtoku*” (Moral Class) as a Special Hour item instead of a regular school subject, and also clarifies the significance of “*Dōtoku*” in post-war education in Japan. The reasons for setting up “*Dōtoku*” as a Special Hour item were: 1) The Education Ministry anticipated that setting “*Dōtoku*” as a regular school subject would cause many issues in practicality and scheduling; 2) The Curriculum Council had a strong objection to setting up “*Dōtoku*” as a regular school subject due to the fear of potentially restoring the “*Shushin*” (Ethic Education in the prewar period); 3) Education leaders strongly supported the idea of moral education being part of all educational activities, “*Zenmenshugi Dōtoku*” (Comprehensive Moral Education). The positioning of “*Dōtoku*”, though launched into the school education, was not regarded as the essential part of moral education; instead, it was given as a supplement to “*Zenmenshugi Dōtoku*”.